

多度津町農業委員会議事録

令和4年10月20日午前8時56分より午前9時39分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第7号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（2名）

9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	植松 肇
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、秋山委員さんと伊達委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14名中12名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長

それでは、いつもどおり最初に本日の署名委員さんを指名させていただきます。

5番の横關委員さん、6番の斯波委員さん、よろしくお願いたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を中村委員さんのほうからよろしくお願いたします。

中村委員

それでは、昨日の小委員会の報告をさせていただきます。

最初に、現地確認ということで、資料の議案第2号から議案第4号までの申請があった10件の土地のほうを確認に参りました。昨日は非常に確認する土地が多かったのですが、現地確認においては特に問題のあるような箇所はありませんでした。現地確認後、こちらに帰ってきた後は、全ての議案について審議いたしました。昨日の小委員会の審議においては、全ての議案、これといった大きな問題点はないという結果になっております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま小委員会のご報告をいただいたわけですが、これにつ

いて何かご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、早速議案の審議を行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借
解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から5番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番で解約した農地につきましては、議案第2号の農地法5条申請にて転用予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたけども、これにつきましてご
意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということで
ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につ
いて、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号についてご説明いたします。

【議案第2号番号1番から番号8番について、議案書を基に朗読】

今回申請のありました5条転用申請8件につきましては、いずれも
周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものでは
ないと考えられ、また被害防除計画も適正であると認められるため、
周辺の農地に支障はないということから、許可要件を全て満たしてい
ると考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、今回5条申請についてはた
くさん案件がありますけども、これらにつきましてご意見、ご質問あ
りましたらよろしく申し上げます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないようですので、議案第2号を承認といたしたいと思いません。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につきましてご説明いたします。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読】

また、本申請は、先ほどご審議をいただきました議案第2号 5条許可申請、番号4番及びこの後の議案第4号 5条申請許可後の承継を伴う計画変更、番号1番と関連する案件となっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけれども、先ほどの議案第2号のところの説明があった案件と関連性があるということで説明がありましたけれども、ちょっと複雑かと思えますけれども、これにつきましてご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

はい、どうぞ。

5番委員 いいですか。

議長 はい。

5番委員 この転用申請は、令和2年に許可をしていますよね。変更後というのは、これだけ時間がたっても、案件が固まり次第で出すという形でのいいのですか。

事務局 一応おおよそですが、3年以内という目途が県のほうでありまして、まず当初の計画による工期のほうが過ぎている状態でした。この中で県のほうからどのようなことになるのかということで質問がありまして、申請者に問いただしたところ、ちょっと計画の変更をしているということのご返事がありましたので、直ちに提出するよということなので今回の申請になっております。計画の中身としては、令和2年に許可を受けておりますので、既に1年経過しています。なので、あと2年以内に転用のほうを行えば、一応おとがめなしという形になります。

5 番委員

分かりました。

議長

よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ほかにないようですので、それでは議案第 3 号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第 3 号を承認といたしたいと思えます。

続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

【議案第 4 号番号 1 番について、議案書を基に朗読】

本申請につきましては、先ほどご審議いただきました議案第 3 号、番号 1 番と、議案第 2 号 5 条申請許可、番号 4 と関連する案件となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてもご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第 4 号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第 4 号を承認といたします。

続きまして、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について。

【議案第 5 号番号 1 番について、議案書を基に朗読】

こちらの申請につきましては、譲受人の都合により転用計画が延期となることから、許可申請の取下げ願が提出されたものです。今年7月の農業委員会定例会にてご承認いただいた案件ではありますが、取下げとさせていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今事務局より説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

ないですか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がなしということですので、議案第5号を承認といたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

なお、この本議案につきましては、私も含め、4名が議事参与の制限により退出をいたしますので、職務代理に議長のほうをお願いして退席させていただきたいと思ひます。

3番職務代理者 それでは、今会長から説明がありました、第6号議案について議事進行をさせていただきたいと思ひます。

第6号議案について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号をご覧ください。

【議案第6号番号1番から16番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、21ページから22ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、10月24日より公告縦覧となります。

以上です。

3番職務代理者 ありがとうございました。

今事務局より説明がありましたが、何かご意見とかはないですか。
何かありませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、ここで承認を皆さんいかがいたしましょうか。

(異議なし の声あり)

異議なしという声がありましたので、承認することにします。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

それでは続きまして、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号をご覧ください。

こちらは、農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。香川県農地機構から、右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案第7号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第7号を承認といたします。

ありがとうございます。議案は以上になります。

続きまして、その他のところで事務局よりご報告をお願いしたいと思います。

事務局 事務局より4点ご報告させていただきます。

1点目は来月分の農地機構貸借案件について、2点目は令和4年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の出欠について、3点

目は遊休農地調査の図面配布について、4点目は先進地視察についてです。

初めに1点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、10月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

続きまして2点目、令和4年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の出欠について報告をお願いします。

事務局

議案書と併せてお送りしました令和4年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会につきまして、香川県農業会議から案内がありました。開催日時が11月7日月曜日の午後1時30分から4時15分、場所は丸亀市のアイレックスとなっております。現地集合でよろしくお願いいたします。

今から出欠を取りたいと思いますが、どうしても出席できない方を除きまして、原則ご参加していただきますようお願いいたします。

それでは、集計の都合上、欠席される方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

当日までにご都合が悪くなった方におかれましては、事務局までご連絡をお願いいたします。

なお、当日のテキストとしまして、以前配付しました農業委員会業務必携をご持参ください。

以上です。

事務局長

続きまして3点目、遊休農地調査の図面配布について報告をお願いします。

事務局

先月の定例会にてお願いしておりました遊休農地調査につきまして、遅くなりましたが図面が完成いたしましたので、皆様のお手元にご用意いたしました。調査についての資料も一緒にご用意いたしましたので、ご一読の上、作業のほうに当たっていただきますようお願いいたします。

また、提出の締切りにつきましては、12月9日に開催を予定して

おります12月の定例会までをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。よろしくをお願いいたします。

事務局長

続きまして4点目、先進地視察について報告、ご相談をさせていただきます。

先月ご相談させていただきました先進地視察の実施については、委員皆様のご了承を得て、定例会後に候補地である岡山県笠岡市の産業部農政水産課に連絡を取りました。当初予定していましたが、コロナ感染拡大後の視察受入れについて停止することでありましたが、代替候補地として、笠岡市で実施していますスマート農業事業について視察研修の受入れをしていただけることになっております。それで、現在準備をしているところです。その中で、視察日程として11月22日及び29日のどちらかで調整させていただけたらと思っており、委員皆様のご都合をお聞きし、日程を決めさせていただけたらと考えております。

今から22日、29日のご都合で、ご都合が悪い方という形で手を挙げていただいていた確認をさせていただき、ご都合が悪い方が少ないほうの日程で調整させていただこうと考えています。

- ・どちらでもよい 10名
- ・22日は参加が難しい 5名
- ・29日は参加が難しい 5名

事務局長

同数でしたが、11月29日で日程を決めさせていただき、視察先と調整を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、後日になりますが、ご案内と、再度出欠の確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

よろしいですか。

事務局長

その他報告につきましては以上になります。

議長

ありがとうございました。

今、視察研修の話がありましたけど、29日ということで進めてもらうことになりましたけども、現在は29日の都合悪いという方もおいでたようですけども、ご都合がつくようでしたら、先ほど局長のほうから話がありましたように、再度最終の出欠を取りますので、ぜひご出席いただきたいなというふうに思っています。その逆もあり得ますが、一人でも多くの参加をお願いしたいと思っております。

それから、3点目の遊休農地の調査につきましては、12月の定例

会が最終締切りということのようです。これについてはもう何回かやっておりますので、特にございませんか、やり方というか、記述の仕方というか。

特にございませんか。

(なし の声あり)

また何かあったら事務局のほうにその都度問い合わせさせていただきたいというふうに思っております。

ほかにその他のところで何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは最後に来月の予定について報告をお願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

11月の小委員会は、17日木曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。当番委員は9番秋山委員、推進委員は4番大谷委員にお願いしたいと思います。

定例会は、18日金曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。署名委員は7番矢野委員、8番中村委員、9番秋山委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で議案なり報告類を全て終わったわけですが、全体を通して再度何かありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、これをもって10月の定例会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記